

秋田市告示第235号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和7年7月29日

秋田市長 沼 谷 純

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
高 橋 和 孝	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	脳神経外科	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害（追加） そしゃく機能障害（追加） 肢体不自由
石 川 素 子	秋田県立循環器・ 脳脊髄センター	リハビリテ ーション科	平衡機能障害 音声・言語機能障害 そしゃく機能障害 肢体不自由
森 瑞 季	秋田大学医学部 附属病院	泌尿器科	じん臓機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害
堀 江 美 里	秋田大学医学部 附属病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害